

平成 30 年 12 月 14 日

各 位

会社名 東京貴宝株式会社  
代表者 代表取締役社長 政木 喜仁  
(コード番号 7597)  
問合せ先 執行役員管理部長 染 未良生  
(TEL 03-3834-6261)

## 「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表いたしました「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度に係る決算短信等の訂正に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本日、過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出するとともに、過年度に係る決算短信等の訂正開示を行いました。

また、これと併せ、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局へ提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書

- 第55期 内部統制報告書 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
- 第56期 内部統制報告書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
- 第57期 内部統制報告書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
- 第58期 内部統制報告書 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
- 第59期 内部統制報告書 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

#### 2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を下記のとおり訂正いたします。  
訂正箇所には下線    を付して表示しております。

なお、訂正内容は、訂正前の事業年度末日に関する記載を除き、各期とも同一のため、第56期、第57期、第58期、第59期の記載を省略しております。

第55期 内部統制報告書 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

#### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社の財務報告にかかる内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備であると判断いたしました。従って、当事業年度末において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

当社は、平成30年10月11日に当社監査法人より、前代表取締役社長による不適切な取引が存在するとの情報を得、当社において当該情報を検証した結果、前代表取締役社長に競業避止義務違反の疑義が生じていることが判明いたしました。

これを受け、より独立した立場から事実関係の確認に関する調査、原因究明、再発防止策の提言、類似事象の有無、会計処理訂正の必要有無とその範囲・影響額の調査・提言等を求める必要があると判断致しました。そのため、平成30年11月1日付でこれまで当社と利害関係を有していなかった外部専門家たる弁護士・公認会計士による第三者委員会を設置し、当社から独立し、かつ客観的な調査を実施して、平成30年12月14日付で第三者委員会から調査結果の報告を受けました。

それによりますと、前代表取締役社長のプライベートカンパニーである株式会社ジョイ、株式会社イースト、株式会社プラス（以下、当該3社）との取引において、当該3社が複数の当社取引先を介在させた取引が判明しております。取引の内容といたしましては、資金援助の目的で取引先の在庫商品を購入取り、即時、現金で支払いを行っておりました。その在庫商品は、そのまま委託商品として先方に寄託し、その後販売されたものを売上として計上して売掛金として資金を回収しておりました。この際、商品の移動は行わず伝票の操作のみで処理しておりました。この行為は仕入、販売行為とは認められず、仕入を金銭の貸付、売上を貸付金の回収、利益については営業外収益へ修正を行いました。また、当該3社が保有する在庫商品を当社の営業部の社員を使って販売を行っていた事実も判明しております。この取引は通常の営業行為とは認められない為、売上を取り消し、粗利部分については受取手数料として営業外収益へ修正を行いました。なお、両取引の修正による最終損益への影響はありません。

当社は、調査結果を踏まえ、売上高、営業利益、営業外収益、関連当事者の注記等の訂正を行うことといたしました。このため、第55期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)から第59期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)までの有価証券報告書及び四半期報告書並びに平成31年3月期第1四半期報告書の訂正報告書を提出致しました。

本件の原因については、当該調査において、前代表取締役社長の不適切な取引を許したガバナンスの機能不全、知りながら放置していた役員・従業員のコンプライアンスに対する無知や意識の低さ、形骸化した内部監査等が指摘されております。また、批判的な発言を許さない企業風土の中で相互牽制機能も全く働いておりませんでした。

これらの指摘に基づき、第三者委員会の再発防止策の提言を踏まえて、以下の対策を講じて参ります。

1. 経営陣における責任の徹底、コンプライアンス意識及び執行能力を持った取締役・監査役・管理職の採用・登用。
2. コンプライアンス意識の周知及び徹底のための研修・教育
3. コンプライアンス委員会の設置
4. 告発者が容易に告発できるための内部通報制度の外部窓口の設置
5. 相互牽制が可能な業務プロセスの見直し
6. 取締役会における協議の充実化
7. 監査役監査及び内部監査の充実と連携強化

以上